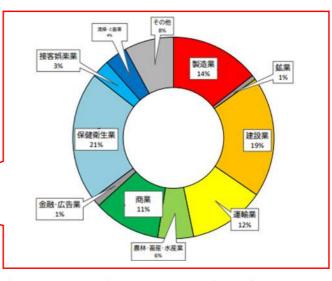
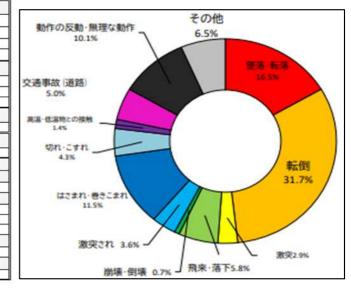
## 敦賀署通信(令和7年1月号)

## 

教質労働基準監督署 休業4日以上の死傷災害 災害 6年 5年 139 137 1.5 20 25 -5 1 2 -1 25.0 1 -50.0 -25.0 -100.0+0 電気・ガス・水道泵 の他の製造



令和6年 事故の型別 労働災害発生状況



0 125.0 50.0 6 9 450.0 75.0 の他の建設業 4 19 -10.5 鉄道等・道路旅客選送車 -50.0-5.9 遊路食物選送・陰上食物取扱の 農林・畜産・水産業 3 60.0 50.0 -11.8 -26.7 0  $\pm 0$ 100.0 -33. 3

## 監督署からのお知らせ

±0

## 詳細は、二次元コードから

建設業の労働災害が前年同期比で比べて大きく増加しています。建設業界は、年度末に向けて業務繁忙となり、より災害が発生する傾向がありますので、今一度「安全第一」を徹底しましょう。

また、除雪対応で時間外労働が発生した場合は、33条に基づく届出の有無に関わらず、 割増賃金の支払いが必要です。なお、除雪対応の時間とは、実際に除雪作業を行った時間 のみならず、除雪等の対応のために待機している時間も含みますのでご留意ください。

66.7 300.0 -21.4



令和7年1月1日から、労働安全衛生関係の一部手続きの**電子申請**が原則**義務化**されました。
『日日より**労働者死傷病報告**の様式が一部**変更**となっています。)

「転倒」を事故の型とする労働災害が多く発生しており、管内で発生した労働災害の1/3を占めています。 冬季は降雪や路面の凍結による「転倒」災害の増加が見込まれることから、労使間で冬季特有災害防止について話し合い、しっかり安全対策を講じた上で作業を行うよう徹底しましょう。 また、今和6年12月1日~今和7年2月28日は「冬季無災害運動」の推進期間となっています。

また、令和6年12月1日~令和7年2月28日は「**冬季無災害運動**」の推進期間となっています。 上記 の「転倒」災害に加え、「交通事故」、「墜落・転落」、「除雪作業時の重機との接触」、 「一酸化炭素中毒」等の冬季特有災害にも注意してください。

令和6年4月1日より、化学物質の自主的管理規制が全面施行となっています。今一度、 職場内で使用する化学物質の確認をし、適切な措置が講じられているか確認してみましょう。

